

# 鮎川外の減災に係る取組方針【県管理区間】

鮎川、鐺川

河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会 多野藤岡地域部会

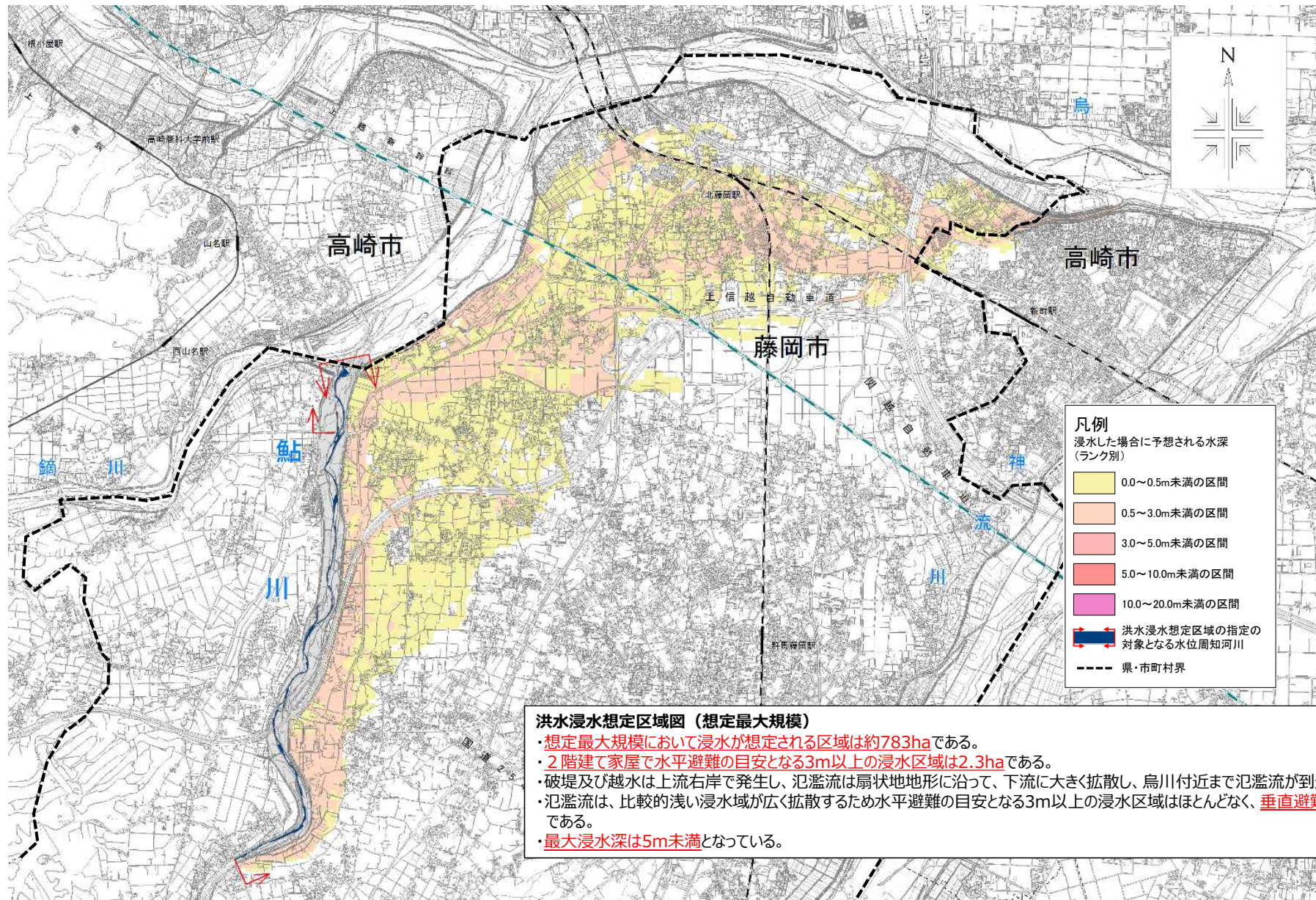
(藤岡市、群馬県)

現況と課題

現況と課題

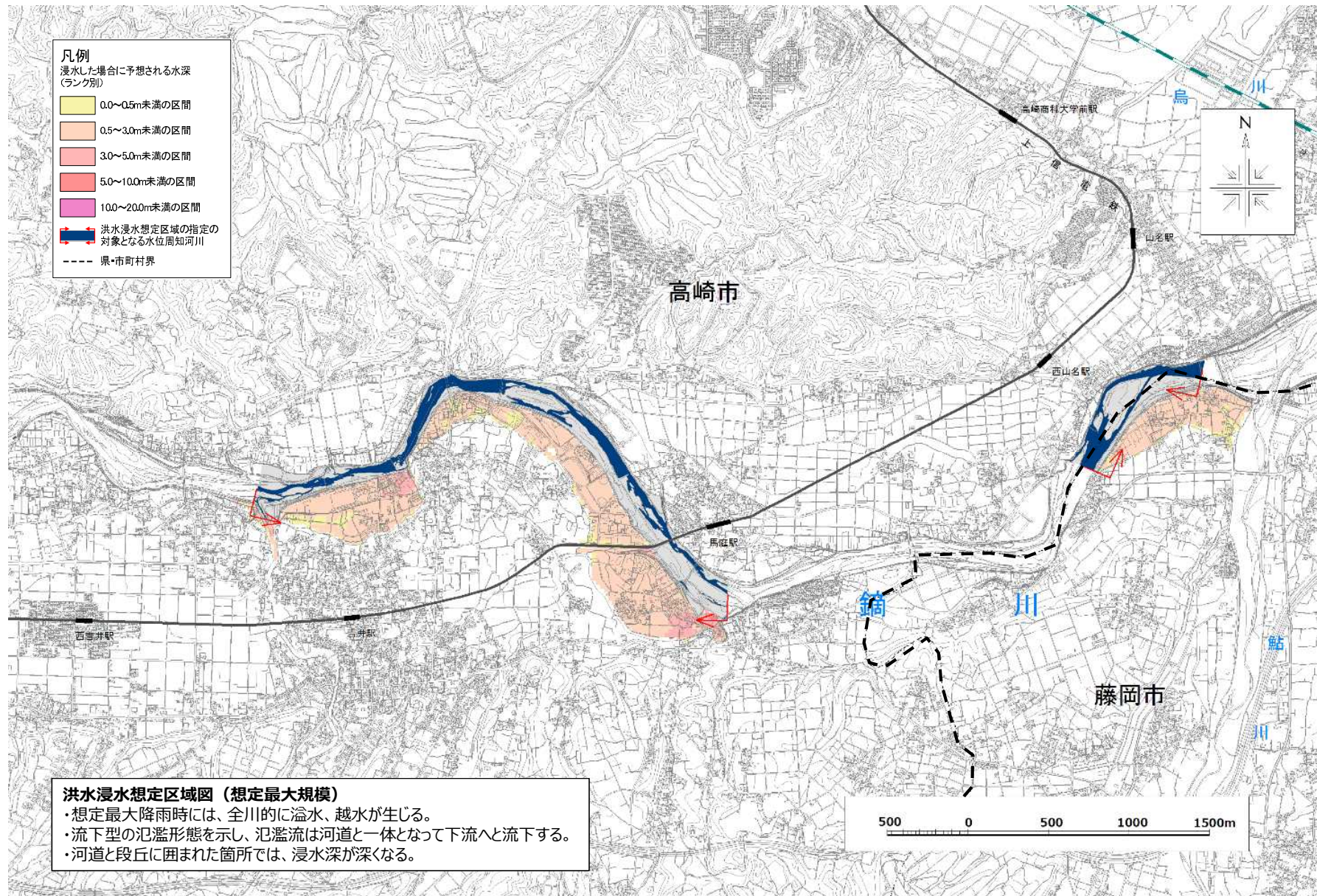
現況と課題

◆ 鮎川の大規模氾濫時に想定される状況 [最大浸水範囲と最大浸水深]



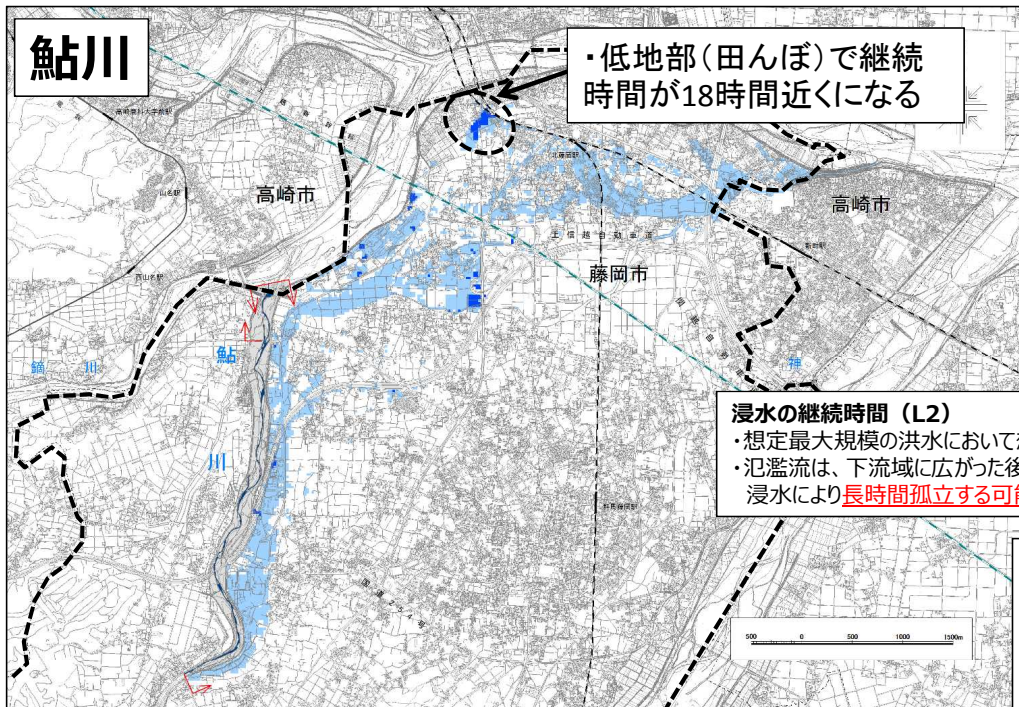
現況と課題

◆ 鍬川（県管理）の大規模氾濫時に想定される状況 [最大浸水範囲と最大浸水深]



現況と課題

◆ 鮎川・鍬川（県管理）の大規模氾濫時に想定される状況 [浸水継続時間]



**浸水の継続時間 (L2)**

- ・想定最大規模の洪水において想定される浸水継続時間は長いところで19時間程度である。
- ・氾濫流は、下流域に広がった後烏川樋管等から排水され、ほとんどの箇所では浸水継続時間が12時間未満となっており、浸水により**長時間孤立する可能性は低く**、浸水深が3m未満であれば、垂直避難が有効と考えられる。

**凡例 浸水継続時間**

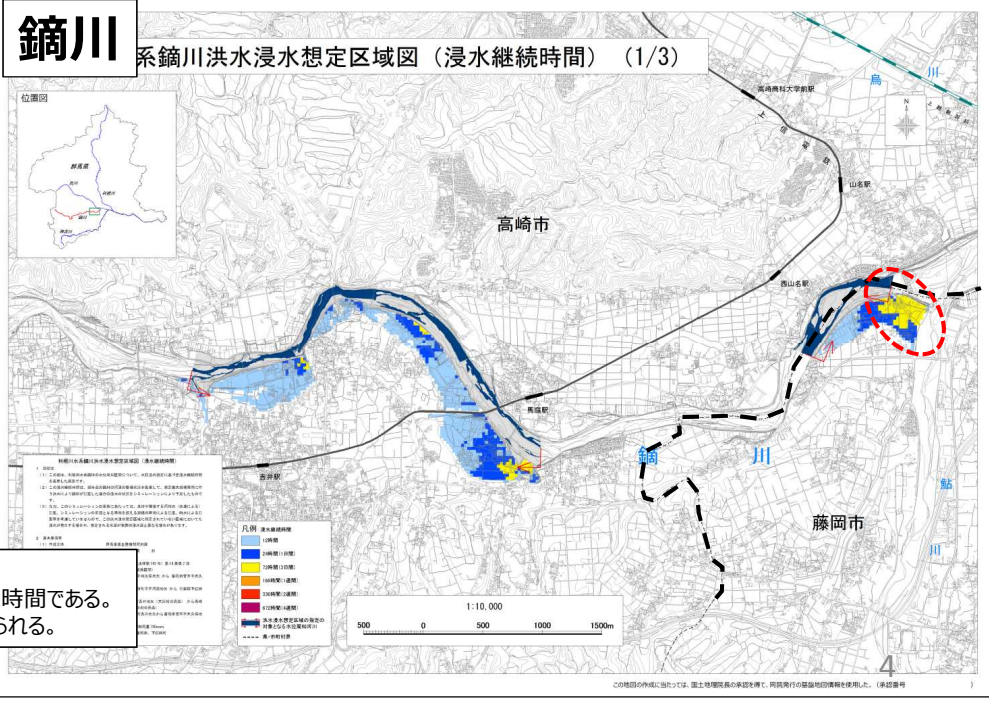
12時間
24時間(1日間)
72時間(3日間)
168時間(1週間)
336時間(2週間)
672時間(4週間)

洪水浸水想定区域の指定の対象となる水位周知河川

--- 県・市町村界

**浸水の継続時間 (L2)**

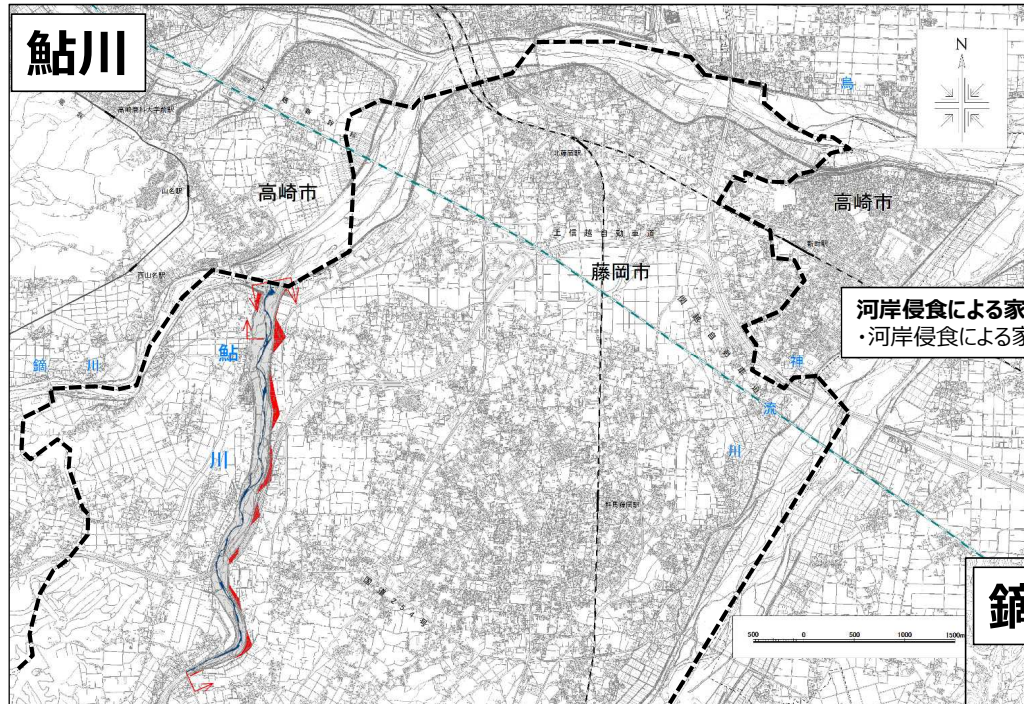
- ・想定最大規模の洪水において想定される浸水継続時間は72時間である。
- ・長時間孤立する可能性があることから**水平避難が有効**と考えられる。



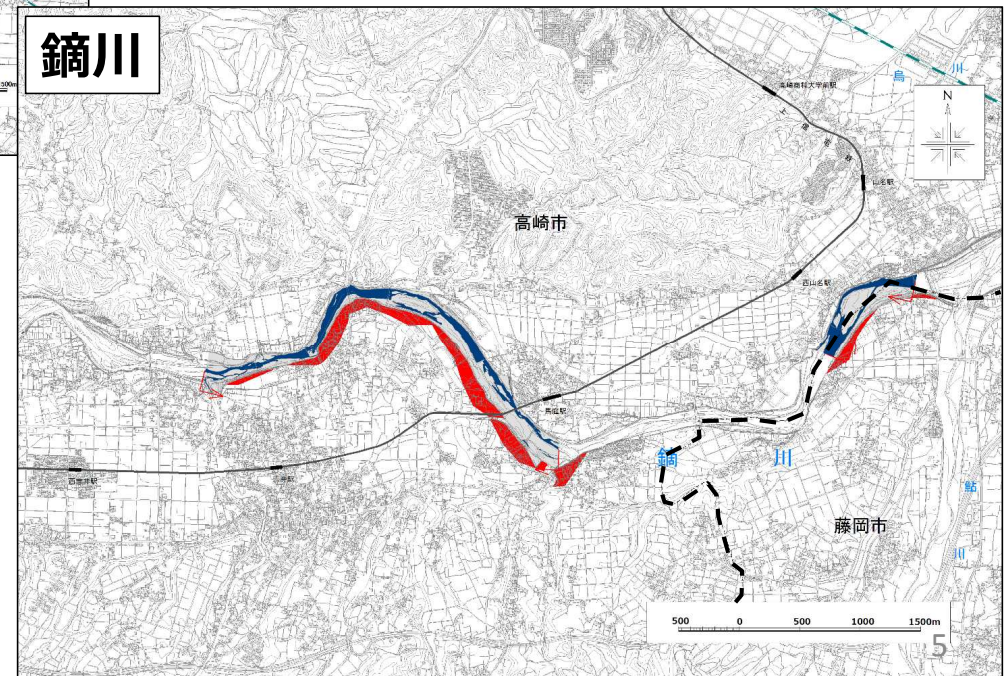
現況と課題

◆ 鮎川・鍬川（県管理）の大規模氾濫時に想定される状況

〔家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）〕



河岸侵食による家屋倒壊危険ゾーン  
・河岸侵食による家屋倒壊危険ゾーンに大規模工場が含まれる。



凡例  
■ 家屋倒壊危険ゾーン  
(河岸侵食)

## ◆ 鮎川外の大規模氾濫における課題

### 避難計画等に関する事項

- [課題 1] 急速な浸水域の拡大が見込まれるなか、速やかな避難判断（避難勧告等の発令）や、流域住民・隣接市町村への情報伝達・提供が必要とされる。
- [課題 2] 県管理河川の氾濫影響により、新たに洪水浸水想定区域となる各地区について、避難勧告等の発令基準についての確認、検討が必要となる。
- [課題 3] 新たに洪水浸水想定区域となる各地区について、避難経路の確認、検討が必要となる。
- [課題 4] 家屋倒壊等氾濫危険区域に関しては、原則的に立ち退き避難（水平避難）とする計画が必要となる。
- [課題 5] 新たに影響があると見込まれる避難行動要支援者に対して、避難行動支援が必要となる。また、要配慮者利用施設等への情報提供や避難計画作成の支援・確認が必要となる。
- [課題 6] 洪水浸水想定区域図等における浸水リスクが住民に十分認知されておらず、情報を正確に理解し、避難行動に繋がれるか懸念がある。また、水位周知や避難に関する用語等の防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認知されていないことが懸念される。

## ◆ 鮎川外の大規模氾濫における課題

### 水防に関する事項

[課題7] 管轄する区域について、洪水浸水想定区域が広範囲となる水防団※がある場合、機動的な対応が必要となる。また、水防団員の高齢化や人員の減少により洪水時に実質的に機能できるか懸念がある。

### 排水に関する事項

[課題8] 長期浸水が見込まれる地区は、排水に関する備えを検討する必要がある。

### 河川管理施設の整備に関する事項

[課題9] 浸水影響が多大な地点等については、堤防決壊を遅延させる対策が必要とされる。

### その他の事項（避難計画及び水防に関連する事項）

[課題10] 水位周知区間外の浸水の危険性が見込まれるため、水位周知区間の延伸や水防計画及び避難計画等の見直しの検討が必要となる。

※本資料では、水防活動を行う消防機関及び水防団を総称して、水防団と表記している。



取組状況

減災に関する現状の取組状況

### ①情報伝達・避難計画等に関する事項

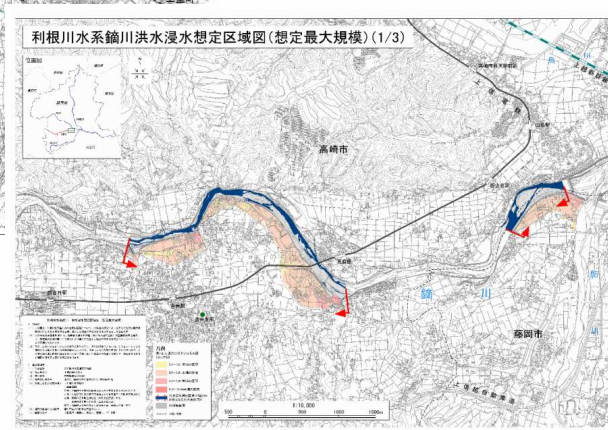
想定される浸水リスクの周知、洪水時における河川水位等の情報提供等の内容及びタイミング、住民等への情報伝達の体制や方法

#### 【現状の取組】



県は、多野藤岡地域の水位周知河川（鮎川、鎗川）について、想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域を群馬県河川課ウェブサイトで公表している。当該河川の避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等（水位周知）を実施している。

また、ウェブサイト（群馬県水位雨量情報）を通じて河川水位、ダム放流量等を防災関係機関・流域住民等に情報提供している。



鮎川外の洪水浸水想定区域図（群馬県）

群馬県水位雨量情報システム

観測情報 カメラ画像

観測日時: 2017年06月27日 20時00分

観測所名	雨量						観測時刻	事象	市町村名
	10分雨量	60分雨量	3時間雨量	6時間雨量	24時間雨量	累加雨量			
上三	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		高橋土木	高崎市
津波	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		高橋土木	高崎市
高橋(東)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		高橋土木	高崎市
高橋(西)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		高橋土木	高崎市
三の島(東)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		利根ダム管	高崎市
三の島(西)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		利根ダム管	高崎市
高井	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		高橋土木	高崎市
高井	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		高橋土木	高崎市
高橋土木事務所	0.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	06月27日 19時10分	前橋象台	高崎市
上三(東)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		前橋象台	高崎市
高橋土木事務所	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		前橋土木	高崎市
上三(西)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0		高橋土木	高崎市
高橋土木事務所	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		利根ダム管	高崎市
神河町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		前橋象台	高崎市
高橋土木	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		前橋土木	高崎市
富岡土木事務所	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		利根ダム管	高崎市
富岡市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		前橋象台	高崎市
下仁田町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		高橋土木	高崎市
野家町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		利根ダム管	高崎市
常村	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		高橋土木	高崎市
安中土木事務所	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		高橋土木	下仁田町

凡例  
 雨量: 1mm未満 (白), 1mm以上 (薄青), 10mm以上 (青), 20mm以上 (黄), 50mm以上 (赤), 80mm以上 (黒)  
 事象: 欠測 (黒), 未収量 (白), 使用中 (赤), 観測 (青), 異常データ (黄)

水位雨量情報システム（群馬県）



## ②水防に関する事項

河川の巡視区間、水防活動の実施体制、水防資機材の整備状況

### 【現状の取組】



県、市は、地域住民と協力して、洪水に対してリスクが高い区間（重要水防箇所等）の合同点検を実施している。

県、市は、水防倉庫等を設置し、各機関は水防資機材を備蓄している。



合同点検



水防倉庫・水防資機材

減災の目標

減災の目標

◆減災のための目標

鮎川外で発生し得る大規模水害に対し、  
「逃げ遅れゼロ」や「社会経済被害の最小化」を目標とする。

平成33年度までに上記の目標達成に向けて、

- ・円滑かつ迅速な避難行動のための取組
- ・洪水氾濫による被害の軽減のための水防活動
- ・氾濫後の生活再建及び社会経済活動の早期回復を可能とする排水活動に関する連携
- ・堤防等河川管理施設の整備推進

を基本的な事項として、防災関係機関の具体的な取組を定める。

実施する取組

実施する取組

実施する取組

[課題 1] 急速な浸水域の拡大が見込まれるなか、速やかな避難判断（避難勧告等の発令）や、流域住民・隣接市町村への情報伝達・提供が必要とされる。

◆実施する取組 1



目標とする時期 ①平成30年度 ②③平成33年度

迅速な水防・避難判断を行うため、関係機関の情報共有を密にする下記の取組を検討する。

1 ①県、市は、水害ホットラインを構築する。

1 ②県、市は、水害対応タイムラインを作成する。

1 ③県、市は、堤防決壊情報を速やかに隣接市町村へ伝達する事項を水防計画に規定する。



	国土交通省	誰が	交通サービス	市町村	住民
台風発生	○台風予報				
台風上陸の可能性	○台風に関する記者会見	体制の早期構築	運行停止の可能性を早めに周知	避難の可能性を早めに周知	
災害発生		早期復旧・再開が可能となるように施設保全・待避	○連絡体制等の確認 ○協力機関の体制確認	○避難体制の確認・周知	○防災用品の準備
いつ	○台風に関する記者会見（特別警報発表の可能性） ○大雨・洪水等警報 ○氾濫警戒情報 ○大雨・暴風・高潮等特別警報	○リエソンの派遣	○運行停止 ○施設保全・待避終了	○避難勧告・指示 ○避難者の誘導・受入	○避難の開始
台風接近	○氾濫危険情報	○所管施設の巡視	何をするか		早期に避難を開始
台風上陸	○氾濫発生情報	○市町村長へ事態切迫状況の伝達	○被害状況の把握 ○施設点検 ○運行見通しの公表	○避難勧告・指示	○屋内安全確保
		○OTEC-FORCE活動（道路啓開等） ○被害状況の把握 ○緊急輸送路の確保		○支援の要請	

「水防災意識社会再構築ビジョン紹介映像」（国土交通省）  
 (<http://www.mlit.go.jp/river/mizubousaivision/>) を加工して作成

出典：「タイムライン(防災行動計画)策定・活用指針」（国土交通省）  
 ([http://www.mlit.go.jp/river/bousai/timeline/pdf/timeline\\_shishin.pdf](http://www.mlit.go.jp/river/bousai/timeline/pdf/timeline_shishin.pdf))





実施する取組

- [課題 2] 県管理河川の氾濫影響により、新たに洪水浸水想定区域となる各地区について、避難勧告等の発令基準についての確認、検討が必要となる。
- [課題 3] 新たに洪水浸水想定区域となる各地区について、避難経路の確認、検討が必要となる。
- [課題 4] 家屋倒壊等氾濫危険区域に関しては、原則的に立ち退き避難（水平避難）とする計画が必要となる。

◆実施する取組 3



目標とする時期 ①②④⑤⑥平成33年度 ③平成30年度

洪水浸水想定区域及び重要水防箇所等の水害リスク情報を踏まえて、下記の点について、土木事務所水防マニュアル、市地域防災計画及び市水防計画の点検、見直し検討を行う。

**3①市は、洪水浸水想定区域について、避難勧告等の発令基準を定める。県は、基準づくりに際し、洪水に関する情報を提供し、協力する。**

**3②①について、家屋倒壊等氾濫危険区域に関しては、原則的に立ち退き避難（水平避難）とする計画を立案する。**

**3③市は、洪水浸水想定区域内の高層建築物を一時避難場所として確保する取組を促進する。**

**3④県、市は、管理道路について、避難の際に危険な箇所を把握する。**

**3⑤市は、上記同地区について、避難経路の点検を行う。県は、点検に際し、洪水に関する情報提供や県道等の危険箇所の情報を提供し、協力する。**

**3⑥市は、隣接市との避難場所の相互利用を調整する。**



出典：国土交通省ホームページ  
 ([http://www.mlit.go.jp/river/basic\\_info/jigyo\\_keikaku/saigai/tisiki/hazardmap/illust.html/](http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/saigai/tisiki/hazardmap/illust.html/))

実施する取組

[課題5] 新たに影響があると見込まれる避難行動要支援者に対して、避難行動支援が必要となる。また、要配慮者利用施設等への情報提供や避難計画作成の支援・確認が必要となる。

◆実施する取組4



目標とする時期 平成33年度

新たに影響があると見込まれる避難行動要支援者について、市地域防災計画に位置づけるとともに、名簿の作成、活用等、避難行動支援に関する取組を実施する。また、要配慮者利用施設等について、新たに影響が見込まれる場合は、市地域防災計画に位置づけるとともに、すでに位置づけられている各要配慮者利用施設も含めて、施設管理者が「避難確保計画」の作成、「訓練」の実施、「自衛水防組織の設置」を行うよう支援する。

4①市は、新たに影響があると見込まれる避難行動要支援者を確認

(抽出) し、市地域防災計画に位置づける。

4②市は、避難行動要支援者名簿を作成・更新し、発災時に避難の情報伝達や避難支援、安否確認等が出来るような仕組みを定める。

4③市は、要配慮者利用施設を確認し、影響がある場合は、市地域防災計画に位置づける。

4④県、市は、要配慮者利用施設の施設管理者に対し、「避難確保計画」の作成、「訓練」の実施、「自衛水防組織の設置」に関する周知を行い、実施状況のフォローアップを行う。



出典：要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等に関するパンフレット（国土交通省）  
(<http://www.mlit.go.jp/common/001189350.pdf>)



イメージ

「水防災意識社会再構築ビジョン紹介映像」(国土交通省)  
(<http://www.mlit.go.jp/river/mizubousaivision/>) を加工して作成

実施する取組

[課題 1 ~ 5] 洪水時の情報提供、避難判断、避難誘導等の見直し

◆実施する取組 5



目標とする時期 平成30年度

洪水時の情報提供、避難判断、避難誘導等の見直しを踏まえた地域防災計画に基づき、水害ハザードマップを作成する。

5①市は、洪水ハザードマップの見直しを行う。県は、洪水に関する情報を提供し、協力する。

**洪水ハザードマップとは**

洪水ハザードマップとは、洪水時の被害を予測する上で重要な役割を果たす。洪水ハザードマップは、洪水時の被害を予測する上で重要な役割を果たす。洪水ハザードマップは、洪水時の被害を予測する上で重要な役割を果たす。

**防災の心得**

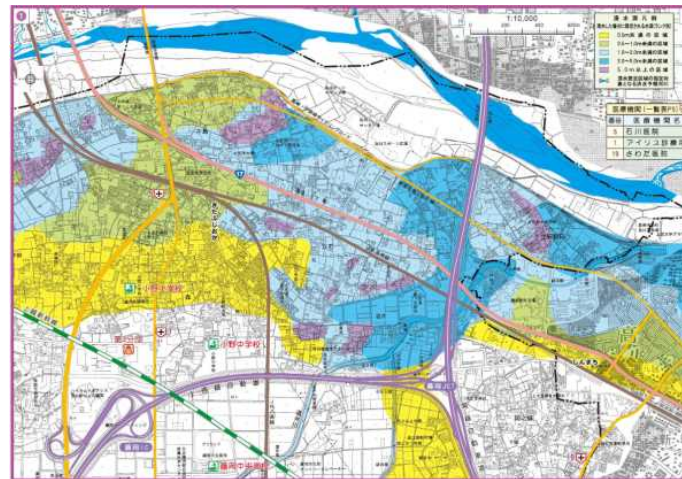
1. 大雨、暴風、強風などの気象情報に十分注意しましょう。
2. 避難の危険な状況に陥らないようにしましょう。
3. 避難の危険な状況に陥らないようにしましょう。
4. 避難の危険な状況に陥らないようにしましょう。

**注意**

1. 洪水ハザードマップは、洪水時の被害を予測する上で重要な役割を果たす。
2. 洪水ハザードマップは、洪水時の被害を予測する上で重要な役割を果たす。
3. 洪水ハザードマップは、洪水時の被害を予測する上で重要な役割を果たす。
4. 洪水ハザードマップは、洪水時の被害を予測する上で重要な役割を果たす。

**洪水ハザードマップの使い方**

洪水ハザードマップは、洪水時の被害を予測する上で重要な役割を果たす。洪水ハザードマップは、洪水時の被害を予測する上で重要な役割を果たす。



洪水ハザードマップ（藤岡市）

実施する取組

〔課題6〕 洪水浸水想定区域図等における浸水リスクが住民に十分認知されておらず、情報を正確に理解し、避難行動に繋がられるか懸念がある。また、水位周知や避難に関する用語等の防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認知されていないことが懸念される。

◆実施する取組6   目標とする時期 平成30年度

防災情報の理解を促すため、平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組を行う。

6①県、市は、小中学校等における水災害教育を実施する。

6②県、市は、住民等への防災知識の普及活動（防災訓練、防災講習会）を行う。



イメージ



イメージ

実施する取組

[課題 7] 管轄する区域について、洪水浸水想定区域が広範囲となる水防団がある場合、機動的な対応が必要となる。また、水防団員の高齢化や人員の減少により洪水時に実質的に機能できるか懸念がある。

◆実施する取組 7



目標とする時期 ①平成33年度  
 ②(水防訓練)⑤平成30年度  
 ②(伝達訓練)③④平成29年度 (継続実施)

実効的な水防活動体制を強化するとともに、水防団員の確保を進める。

- 7①市は、水防団の機動的な対応を市水防計画に位置づけ、連絡体制の確認と対応事項の点検を行う。県は、洪水特性に関する情報提供を行い、計画策定に協力する。
- 7②県、市、水防団は、関係機関と連携した水防訓練及び伝達訓練等を実施する。必要に応じて、国土交通省等から技術的な助言を得る。
- 7③県、市、水防団は、地域住民と重要水防箇所での合同点検を実施する。
- 7④県、市は、水防団（消防団）員の確保のための取組を進める。
- 7⑤県、市、水防団は、水防資機材の点検を行い、不足する資機材を確保する。



「水防災意識社会再構築ビジョン紹介映像」（国土交通省）  
 (<http://www.mlit.go.jp/river/mizubousaivision/>) を加工して作成



重要水防箇所 共同合同点検



水防倉庫・水防資機材

実施する取組

[課題 8] 長期浸水が見込まれる地区は、排水に関する備えを検討する必要がある。

◆実施する取組 8



目標とする時期 平成33年度

排水ポンプ車を要する機関（国交省等）に応援を要請することを念頭に、洪水浸水想定区域や排水ポンプ車の配備状況を市、国、県で情報共有する。

**8①国、県、市は、浸水の危険性のある地区の情報を共有し、国策定の緊急排水計画(案)に基づく排水実働訓練に参加する。**



排水状況：イメージ

出典：「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく烏・神流川流域の減災に係る取組方針（国土交通省）  
([http://www.mlit.go.jp/river/basic\\_info/jigyo\\_keikaku/saigai/tisiki/hazardmap/illust.html/](http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/saigai/tisiki/hazardmap/illust.html/))

[課題9] 浸水影響が多大な地点等については、堤防決壊を遅延させる対策が必要とされる。

◆実施する取組9



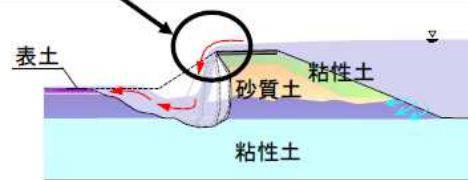
目標とする時期 平成33年度

浸水影響が多大な地点等については、堤防決壊を遅延させる対策として、危機管理型ハード対策を実施する。

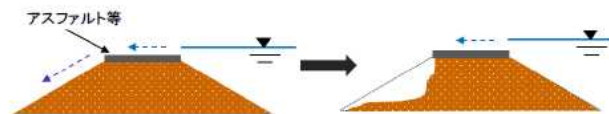
**9①県は、危機管理型ハード対策として、堤防天端舗装（水位周知区間の未舗装箇所）を実施する。**

堤防天端の保護

堤防天端をアスファルト等で保護し、堤防への雨水の浸透を抑制するとともに、越水した場合には法肩部の崩壊の進行を遅らせることにより、決壊までの時間を少しでも延ばす



堤防天端をアスファルト等で保護した堤防では、ある程度の時間、アスファルト等が残っている。



出典：水防災意識社会 再構築ビジョン（国土交通省）  
<http://www.mlit.go.jp/river/mizubousaivision/pdf/vision.pdf>



実施する取組

[課題10] 水位周知区間外の浸水の危険性が見込まれるため、水位周知区間の延伸や水防計画及び避難計画等の見直しの検討が必要となる。

◆実施する取組10  目標とする時期 平成30年度

水位周知区間外の水害リスクに備えるため、避難行動・水防に関する情報周知等を規定する。

**10①県は、鐮川の水防警報区間、水位周知区間の延伸について、水防計画に位置づける。**